

保護者各位

栃木県立栃木工業高等学校長

学校において予防すべき感染症における出席停止と登校時の提出書類について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

学校において予防すべき感染症(下記に一覧あり)にかかった場合もしくはかかったと疑われる場合は、学校保健安全法第19条により本人の健康回復と他の生徒への感染防止のために出席停止になります(欠席扱いにはなりません)。医師から登校許可が出るまで静養してください。医師の許可が出たら出席停止の解除となり登校できます。

登校の際は、保護者が記入する【**学校感染症に関する届**】を学校に提出してください。
(【学校感染症に関する届】には、医療機関を受診したことが確認できる医療機関発行の領収書または診療明細書、調剤薬局で発行される薬の説明書やお薬手帳のコピー、いずれかを添付してご提出をお願いいたします)

様式(用紙)を今回配布しますので、必要時にご使用ください。また、栃工HPからもダウンロードできます。
(栃工HP 【在校生・保護者の方へ】→【保健室より】)

○学校感染症と診断されましたら、必ず学校にご連絡ください。 栃工 (0282)-22-4138

学校において予防すべき感染症および出席停止の基準一覧

感染症の種類	対象疾病	出席停止期間の基準
第1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザ）	治癒するまで
第2類	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師等において感染のおそれがないと認められるまで
第3類	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症 等)	症状により学校医その他の医師等において感染のおそれがないと認められるまで